

指定 介護予防通所サービス 地域密着型通所介護 重要事項説明書

< 令和6年6月1日現在 >

社会福祉法人あんず会
須磨浦の里 デイサービスセンター

事業者の概要

名 称	社会福祉法人 あんず会
代 表 者	理事長 鶴崎 隆一
設 立 年 月 日	平成14年2月13日
所 在 地	神戸市須磨区一ノ谷町3丁目3-21
連 絡 先	同 上
	TEL 078-732-4165
	070-1220-8499
	070-1220-8498
	FAX 078-732-4129

事業者の行っている他の業務 特別養護老人ホーム須磨浦の里
短期入所生活介護
須磨浦の里ケアハウス
須磨浦の里ケアハウスみち

事業所の概要

名 称	須磨浦の里デイサービスセンター
区 分	指定介護予防通所サービス 指定地域密着型通所介護
指定事業所番号	2870700859
責 任 者	大島 穰
開 設 年 月 日	平成15年4月1日
所 在 地	兵庫県神戸市須磨区一ノ谷町3丁目3-21
連 絡 先	TEL 078-732-4165
	070-1220-8499
	070-1220-8498
休 業 日	毎週 土・日曜日 (祝日は開いております)

事業の目的及び運営方針

- 1 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 指定通所介護の事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

センターの概要

利用定員	一日につき18名	
提供地域	神戸市長田区・須磨区・垂水区	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	敷地面積	3693.53 m ²
	建築面積	1213.65 m ²
	延床面積	3193.03 m ²
	駐車施設	19台
設 備	食堂	1室 132.89 m ² (1人あたり 6.64 m ²)
		浴室
	機能訓練室	1室 83.80 m ² (1人あたり 4.19 m ²)
		作業及び日常動作訓練室
	脱衣室	1室 21.00 m ²
	相談室	1室 8.10 m ²
	休養室	1室 20.39 m ²
	美容室	1室 9.70 m ²
	送迎車	7台
施設案内	山陽電鉄 須磨浦公園駅下車 登る約400m徒歩にて約7分 特別養護老人ホーム須磨浦の里1F	

従業員

職 種	職務内容	常勤	非常勤	合計
管 理 者	デイサービス業務を統括管理します	1名	0名	1名
生活相談員	相談援助業務を行います	1名	0名	1名
介 護 職 員	主に介護サービスを行います	3名	2名	5名
看 護 職 員	医療的側面からの介護を行います	1名	0名	1名
機能訓練指導員	機能訓練及び相談を行います	1名	0名	1名
運 転 士	送迎の運転業務を行います	0名	3名	3名

サービス内容

《共通のサービス》

1. 送迎サービス
御自宅と事業所への送迎サービスです。お身体の状態に合わせて車椅子のまま乗っていただけるリフト付き送迎車も御用意しております。
2. 健康チェック
体温・血圧測定などご利用日の健康状態を確認させていただきます。
3. 給食サービス
管理栄養士が作成する献立表により、御利用者の方々の健康状態・身体状態・嗜好を考慮にいたした食事を召し上がっていただけます。
4. 生活相談
利用者の方々が安心して自立した生活が送れるように相談援助を行います。
5. サービス提供体制強化加算Ⅱ
算定要件：介護福祉士の配置が50%以上配置されている。

《選択できるサービス（加算）》

- ① 地域通所介護入浴介助加算Ⅰ（要介護）
入浴介助を行います。椅子に座ったまま浸かることのできる浴槽もございます。
- ② 地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ 1（要介護）
残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続ける事を目的として機能訓練指導員が訓練を実施します。
- ③ 地域密着型栄養改善加算（要介護）
管理栄養士等により栄養状態・摂食嚥下機能の状態に応じて計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。
- ④ 地域密着型口腔機能向上加算（要介護）
看護師等により口腔機能の状態に応じて計画を作成し、口腔清潔、摂食嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

御利用料金（1単位＝10.54円）

介護予防通所サービス（1週あたりの利用予定回数で計算しています）

サービス内容	単位（月額）
通所型独自サービス11 （要支援1、事業対象者）	1798単位
通所型独自サービス/212 （要支援2、週1回利用）	
通所型独自サービス12	3621単位
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1 （要支援1、事業対象者）	72単位
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22 （要支援2、週1回利用）	
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2 （要支援2）	144単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数合計×90/1000単位
昼食代	550円
おやつ代	100円

□地域密着型通所介護 介護給付 要介護1～5の方（1日単位となります）

サービス内容	単位
地域通所介護41（要介護1）	678単位（6－7時間）
地域通所介護42（要介護2）	801単位（6－7時間）
地域通所介護43（要介護3）	925単位（6－7時間）
地域通所介護44（要介護4）	1049単位（6－7時間）
地域通所介護45（要介護5）	1172単位（6－7時間）
地域通所介護51（要介護1）	753単位（7－8時間）
地域通所介護52（要介護2）	890単位（7－8時間）
地域通所介護53（要介護3）	1032単位（7－8時間）
地域通所介護54（要介護4）	1172単位（7－8時間）
地域通所介護55（要介護5）	1312単位（7－8時間）
介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数合計×90/1000単位
地域通所介護 サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
～選択サービス～	
地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ1	56単位 希望者
地域通所介護入浴介助加算Ⅰ	40単位 希望者
昼食代	550円
おやつ代	100円
メイバランス mini（125ml）	1本100円（200Kカロリー）
メイバランスブリックゼリー	1個 50円（115Kカロリー）
つるりんこ（増粘剤）	1日60円

提供時間の変更等の希望はその都度、ご連絡ください。

ご利用者様の状態や状況で利用時間が変動することもあります。

※原則、負担割合証に記載されている割合（1割もしくは2割、3割）が介護保険料の自己負担料になります。

※全額、自己負担の方は単位数×10.54円の負担額となります。

キャンセル料金

当日10:00までにご連絡いただいた場合	無 料
当日10:00以降のキャンセルや、ご連絡なしの場合	食材料費として650円

※料金を変更する場合は1ヶ月以上前に文書にて御連絡いたします。

御支払い方法

毎月月末で翌月上旬に請求をいたしますので、翌月18日までにお支払い下さい。
御支払方法は以下からお選び下さい。

- ① 郵便局口座自動引き落とし
- ② 郵便局口座振込

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日神戸市の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

通所介護計画

御利用者の通所介護計画書を作成し、その計画に基づいてサービスを提供致します。
また、この内容を利用者説明いたします。

家族等への連絡

ご希望によりご利用者の御家族にも利用者同様の通知・説明をいたします。

秘密保持

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

契約の解約

1. 御利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
この場合解約料はいただきません。

2. 当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
3. 自動終了
以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・御利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・お客様がお亡くなりになった場合
4. その他
 - ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、御利用者又は御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当社が破産した場合は、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・御利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、御利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、御利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または御利用者や御家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

記録の保管

サービス提供記録の保管を5年間いたします。また、記録の閲覧及び実費をお支払い頂いての写しの交付は御本人及びその御家族に限り可能です。

事業計画、財務内容について申し出がある場合には、閲覧する事が出来ます。

賠償責任

事業者がサービスの提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により御利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

損害保険

施設の加入している損害保険の内容についてお問い合わせがあった場合には、内容についてご説明いたします。

身体拘束について

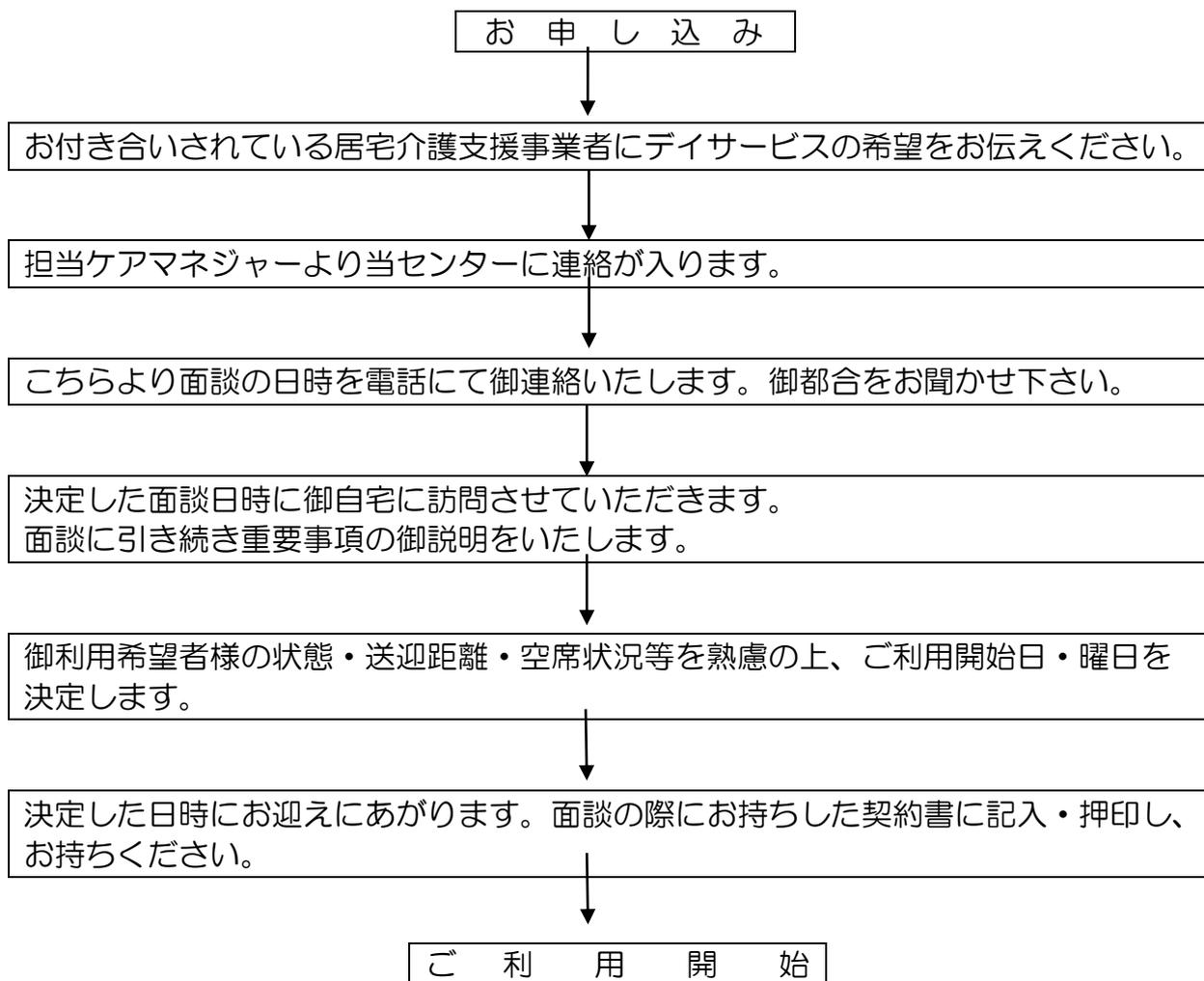
ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。

但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

重要事項の変更

重要事項に変更が生じた場合、御利用者又は代理人にその内容を通知し、同意確認をいたします。

サービスの御利用の流れ



当センターが提供するサービスについての相談・苦情受付窓口

責 任 者	管 理 者	大 島 穰
担 当 者	相 談 員	中 島 由 加 理
連 絡 先	TEL	0 7 8 - 7 3 2 - 4 1 6 5
		0 7 0 - 1 2 2 0 - 8 4 9 9
		0 7 0 - 1 2 2 0 - 8 4 9 8
	FAX	0 7 8 - 7 3 2 - 4 1 2 9

窓口の開設時間 10:00～16:00 (月曜～金曜)
相談の方法 電話・面談・文書・FAXにて対応いたします。
※担当者の変更を御希望の場合はこちらへ御連絡下さい
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

- 行政機関の受付
- ・兵庫県国民健康保険団体連合会
(介護サービス苦情相談窓口)
神戸市中央区三宮町1-9-1-1801
電話：078-332-5617
受付時間：8時45分～17時15分
 - ・神戸市消費生活センター
神戸市中央区橘通3-4-1
電話：078-371-1221
受付時間：9時00分～17時00分
 - ・神戸市保健福祉局介護指導課指導係
神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所3号館3階
電話 078-322-6326
受付時間 平日 8時45分～12時00分
13時00分～17時30分
 - ・養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話
電話 078-322-6774
- 第三者委員
- ・中村 健
電話：0797-23-2488
 - ・半田 真章
電話：078-351-0616
 - ・北村 妙子
電話：078-733-8710

緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、ご指定の病院、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

- ◎ かかりつけ医・病院への搬送は、原則としてご家族にお願いいたします。
- ◎ 緊急時 ご家族と連絡がつかない場合、救急隊による搬送となります。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
御家族	氏名	
	第1連絡先	
御家族	氏名	
	第2連絡先	

緊急時の搬送病院の指定 有・無（有の場合 病院）

※ ご指定の病院が特にない場合、またはご指定の病院に病状に適合する診療科がない場合や空床がない場合は、救急当番病院かその他の病院に搬送いたします。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人あんず会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話078-732-4165）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

5. 事業計画、財務内容について申し出がある場合には、閲覧する事が出来ます。

個人情報利用目的

社会福祉法人あんず会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的
 - ①施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ②介護保険事務
 - ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ①施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ①施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

理事長 鶴崎 隆一
須磨浦の里デイサービスセンター
管理者 大島 穰

利用者氏名 _____ 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

場所 _____

時間 _____ : _____ ~ _____ :

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地 _____ 神戸市須磨区一の谷町3丁目3-21 _____

名 称 _____ 社会福祉法人 あんず会 _____

説明者 _____ 所属 須磨浦の里デイサービスセンター _____

氏名 _____ 相談員 中島 由加理 _____ (印)

私は、契約書および本書面により事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人を選定した場合 (代理人)

住所 _____

氏名 _____ (印)